

福岡市保健福祉審議会局高齢者保健福祉専門分科会 第2回介護保険事業計画部会 議事録	
日 時	令和5年6月29日(木) 18:00~20:00
場 所	天神ビル11階 11号会議室
出席者: 別紙のとおり	
<p><b>I 開会</b></p> <p><b>II 議事</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度介護保険法改正について</li> <li>2 介護サービスの利用状況について</li> <li>3 第9期介護保険事業計画における介護サービス必要量の推計について</li> <li>4 介護サービス基盤の整備量について</li> </ol> <p><b>III 閉会</b></p>	
事務局	<p><b>I 開会</b></p> <p>&lt;部会開会の挨拶&gt;</p> <p><b>II 議事</b></p> <p>1 令和5年度介護保険法改正について</p> <p>【資料1】令和5年度介護保険法改正について 説明</p>
部会長	<p>ありがとうございました。令和5年度介護保険法改正について、資料に基づいて説明頂きました。何かご質問やご意見があればご遠慮なく出して頂ければと思います。以前2015年問題ということが言われておりました、福祉ビジョンが取りまとめられました。その際、社会保障給付費が5:4:1で年金5割、医療4割、福祉1割と言われておりました。最新の社会保障給付費の内訳は5:3:2で、福祉が2割となりました。今後は第9期介護事業計画として取りまとめていくことになります。令和5年度の介護保険法改正について、ご意見があればお願いします。指摘されているように、看護小規模多機能のサービス充実については後ほど議題になります。在宅サービス、地域密着型サービス関係の取組みとも関連があります。</p>
委員	<p>2点確認したい点がございます。まず1点目、3ページの改正趣旨の中で、医療と介護事業所との連携ということで、現実的にどのように行っていくかは議論が必要だと思います。現状、ケアプランを作成する際に、医療との連携について例えば医療系サービス時には医師の意見を求められます。主治医の意見書で了承を得ていますが、今後介護情報も必要となれば紙でなくてもいいとなるケースも出てくると思います。この方法が軌道に乗ればうまくいくと思いました。本来オンラインでやるべき姿は、情報提供書を頂き、本人の医療状況を踏まえ、ケアプランを作成するのが趣旨だったと認識していますが、活用でき</p>

	<p>るように議論して頂きたいです。</p> <p>2点目、7ページの地域包括支援センターの在り方について、これまで地域包括支援センターは2枚看板でやってきたと思っています。1つは主任ケアマネ、保健師、社会福祉士等。もう1つが指定介護予防支援です。資料の改正の概要・施行期日の中で、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務はどのように行っていくのかについても、この場で議論するのでしょうか。</p> <p>なぜこのような事をお伝えするかというと、平成18年の改定で、ケアマネが自立支援のケアプランを作成していないと言われていました。保険者が包括支援センターを立ち上げし、予防支援事業を実施するとのことでした。そこで何が起きているかという、包括支援センターが多忙のため、居宅に戻すとしています。個人的には反対してきましたが、今後どのように対応していくのか市町村で検討しなければなりません、居宅にどこまで委ねるのか。相談業務もお願いするのか、予防のみ居宅に任せるのか、しっかり議論が必要です。議論の場も当部会でを行うのか、違う場で議論するのか確認できればと思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。2点質問が出ており、1点目が3ページ目に記載があります医療との連携ということで、取り組みをどのように具体的にいくかという事が論点となります。事務局よりご回答頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>介護情報基盤の整備については、詳細は厚生労働省から特に知らされておりません。ただ、これまでに地方公共団体で扱っているシステムについて、各自治体で準備し、運用しているシステムがあります。システムを刷新するにあたり、国が仕様書を標準化し、統一化を図る動きがあり、介護システムは令和7年度に向けて刷新・標準化を進めています。医療についても平行して標準化を行っており、施行期日が公布後4年以内の政令で定める日として、4年後に向けての準備となっている認識でございます。委員がおっしゃるように、やはり医療・介護の連携を行うために、まずはシステムの統一・標準化を図った上で、連携を実施することが必要だと考えます。</p>
委員	<p>よろしくお願いいいたします。現在様々な最新情報が出てきているので、情報を踏まえながら検討頂ければと思います。ありがとうございました。</p>
部会長	<p>次に2点目でございます。地域包括支援センターの総合相談支援業務ということで、地域包括支援センターが期待されていると思いますが、予防にも関わっていくということで、具体的にどのように取り組んでいくのか事務局よりご回答をお願いします。</p>
事務局	<p>委員のご質問に対し、まず検討する場については、地域包括支援センター運営協議会を考えています。当部会の委員の方にも構成員として参加頂いておりますので、その中でご相談させて頂ければと思います。</p> <p>また資料7ページの「市町村からの指定」の詳細については、私どもも明確に聞いておりません。どのような形で居宅介護支援事業所に指定され、直接介護予防支援のケアプランを引き受けるのかまだ分かっていないため、国の動向を踏まえた上で引き続き検討していきたいと思っています。この件については、予防支援の報酬など政令指定都市の中でも議論されております。手間がかかる割に報酬が低いのではないかと意見も出ており、すぐに事業所が引き受けて頂</p>

<p>部会長</p>	<p>けるのか微妙な状況です。総合相談支援業務についても、地域包括支援センターで担当してきたので、慎重な検討が必要かと思えます。今後は運営協議会を通して検討させていただきたいと思えます。</p> <p>第1回目部会でも地域包括支援センターについてお尋ねがありましたが、事務局から説明がありましたように地域包括支援センター運営協議会という組織があり、色々検討してきました。福岡市の場合は民間に100%委託しているということで、運営費についても極力ご迷惑をおかけしないように財政的に支援していこうという状況です。政令指定都市の中でもかなり改善してきているように思えます。議論に出ているのは、市民からの要望で土曜でも相談に応じる事ができる体制を整えて欲しいとの意見から、土曜も対応しています。そのためには当然人件費が必要となりますから、このような対応策としています。8ページに記載があるような総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防支援関連業務を対応しており、平成18年からスタートしているとは言え、まだ改善していかなければならない点があるように思えます。他に何かございましたらご意見をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほどの地域包括支援センターの件ですが、非常に悩ましい実態だと感じています。包括支援センターの業務過多に伴い、居宅介護支援事業所に一部業務を担ってもらうフェーズに入ってきている表れだと思えます。実際の現場では何が起きているかということ、ケアマネに余裕がなくなってきており、スキル面でも総合相談の対応ができるかどうか懸念があります。正直、ケアマネ自体が不足しています。人材確保に向けて、現場で必死に対応している事業所は非常に多いと思えます。従前は介護福祉士の上がり職としてケアマネがいた認識ですが、処遇改善の問題もあり、ケアマネには付与されません。なかなか目指されていないというのが、現場の中ではあります。できないからどこかで対応というのは、俯瞰でみた時に、どのようにしたら制度として持続可能なものにしていくのかももう少し現場の実情を確認していきながら構想を練っていくことが必要だと感じました。</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見ということで、受け止めます。他に何かございましたらどうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>実際、ケアマネは不足しています。2000年スタート時のケアマネは看護師が多かったように思いますが、次に起こったのが、医療から看護師がいなくなりました。そこで、医療では看護基準7対1を導入し、給料を上げるなどして医療現場へ看護師が戻ってくるような体制を整えました。ケアマネには処遇改善が支給されません。介護福祉士は5年程度勤務した後にケアマネになる人が多く、残る介護士は勤続年数5年未満とベテラン者です。よってヘルパーも不足し、訪問介護事業所の新設も増え、ほとんど訪問介護しかありません。空洞を埋める事でしわ寄せがきているのはケアマネです。介護支援専門員も今後生き残るためにどうするかということも検討する必要があります。その中にはいつも言われている質の問題もあります。ただ、個人的には質についてはケアマネだけではないと思っています。今後のケアマネの生き方として、ダイレクトに高校卒業後、大学進学→資格取得となるような流れを立ち上げる予定です。若者がケアマネになるような仕組み作りを構築していきます。すぐには厳しいかもしれませんが、制度上、介護支援専門員は国家資格としています。介護支援専門員の修了者は県知事ですが、国家資格を持っている人が受験するためこのような事となっています。</p>

部会長	<p>ありがとうございました。それでは、他にも議題がありますので、順次進めてまいります。最後に全体的なご意見を伺いたいと思います。次に、介護サービスの利用状況について事務局より説明をお願いします。</p>
	<p><b>2 介護サービスの利用状況について</b></p>
事務局	<p>【資料2】介護サービスの利用状況について 説明</p>
部会長	<p>ありがとうございました。介護サービスの利用状況について、事務局より説明を頂きました。委員の皆様もお気付きかと思いますが、新型コロナウイルスが蔓延することにより、サービスの種類によっては利用を控えた方もいらっしゃると思いますので、3 か年についてはコロナ情勢も踏まえる必要があります。何か利用状況についてご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>資料3 ページの標準的在宅サービス利用者数の推移について、標準的在宅サービス対象者は約 57,000 人、標準的在宅サービス利用者は約 39,000 人、サービス未利用者は約 18,000 人と記載がありますが、窓口でふるいにかけるようになったため減ったように思います。以前は窓口に行ったら介護認定審査が下りていましたが、予防枠ができたことで分散できるようになりました。約 18,000 人はサービス未利用で、認定審査会、訪問調査を行うだけで約 3 億 7000 万円となるため、金額的にはかなり大きな影響があると思います。この仕組みをもう少し改善できたらいいのではないかと考えます。こちらとしても必要な方には申請を促しますし、暫定の中で予防介護というのが課題なので、ここがうまくいくことになれば、もっとスムーズになるのではないかと思います。</p>
部会長	<p>なかなか悩ましいご指摘かと思いますが、事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>介護認定を受けたもののサービスを利用されない方がいる要因として、他の都市と比べて単身高齢者世帯等が多い状況にあると思っております。単身なので不安を感じ、介護認定申請を受けている可能性があるかと推察します。今後については、何か対策があるかを考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>調査して使っていない内容を確認してもいいと思います。</p>
部会長	<p>ご意見ということで承ります。他に何かございませんでしょうか。それでは、次に進みます。3 番目に第9期介護保険事業計画における介護サービス必要量の推計について、事務局より説明をお願いします。</p>
	<p><b>3 第9期介護保険事業計画における介護サービス必要量の推計について</b></p>
事務局	<p>【資料3】第9期介護保険事業計画における介護サービス必要量の推計について 説明</p>
部会長	<p>ありがとうございました。第9期の介護サービス必要量推計ということで、資料に基づいてご説明頂きました。何かご質問やご意見がありましたらお願いします。</p> <p>では私から、国が示している介護保険事業計画策定のスケジュールを確認したところ、福岡市の場合は取り組むスピードが極めて早いというか順調という</p>

事務局	<p>言い方もできると思いますが、取組みの具合は先行しているような気がしますが、いかがでしょうか。</p> <p>近隣の政令市の状況を確認したところ、要介護認定者数の推計について、検討に入ったと聞いています。福岡市で考えているのは、9月までに原案を作成し、分科会等で説明を行い、12月にはパブリックコメントを実施する予定であります。全体のスケジュールを考えると、十分な検討時間を確保するため、この時期にはご協議いただきたいと考えております。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。早く取り組むのは好ましいと思います。年末までに国から方針が示されると思いますので、保険料もそのあたりにお示しできる形になるでしょう。他に何かご質問がありましたらどうぞ。よろしいでしょうか。それでは、続きまして次の議題に移りたいと思います。介護サービス基盤の整備量について、事務局より説明をお願いします。</p>
	<p><b>4 介護サービス基盤の整備量について</b></p>
事務局	<p><b>【資料4】介護サービス基盤の整備量について 説明</b></p>
部会長	<p>ありがとうございました。資料に基づいて説明を頂きました。何かご質問ご意見がありましたらお願いします。まだ第8期は現在進行中ですが、施設整備の進捗状況はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>特養については、資料4にも記載がありますが、土地の確保や建設費の問題から計画数に対して必要量の確保は目途が立っていません。第9期計画においても必要量について整備を進めていきたいと考えております。また、地域密着型サービスについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は計画通り整備が進んでいるところですが、小規模多機能型居宅介護は近年事業所の廃止もあり、思うように整備が進んでいない状況です。第9期についても未整備圏域がないように、整理を進めていきたいと考えており、助成も含めて適切に実施していきたいと思っております。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ウクライナ紛争の関係で建設資材が高騰しており、なかなかうまく進みにくい状況もあると聞いていますので、確認でした。</p> <p>では、全体的に何かご質問やご意見があれば出して頂ければと思います。いかがでしょうか。それでは、本日も予定している議題は以上でございますが、最後に事務局からの事務連絡があればお願いします。</p>
事務局	<p><b>III 閉会</b></p> <p>&lt;閉会の挨拶&gt;</p>

## 【別紙】出席者一覧表

### 1. 介護保険事業計画部会 委員（※五十音順）

氏 名	役職・専門分野等
秋田 智子	被保険者代表（第1号）
岩城 和代	弁護士
鬼崎 信好	久留米大学
柴口 里則	県介護支援専門員協会
田川 布美子	被保険者代表（第2号）
党 一浩	医療法人社団誠仁会在宅部
渡邊 恭順	福岡市介護保険事業者協議会

## 2. 福岡市（※組織順）

氏名	所属
福留 裕一	福岡市福祉局高齢社会部高齢社会政策課長
立石 英世	福岡市福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課長
平川 卓浩	福岡市福祉局高齢社会部介護保険課長
立山 憲史	福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長